

愛媛県県民文化会館に係る指定管理者候補者の選定結果について

令和 5 年 11 月 10 日
文化振興課

愛媛県県民文化会館について、愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例第 11 条第 3 項の規定により、令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの間の指定管理者候補者を選定したのでお知らせします。

なお、今回選定した団体については、令和 5 年 12 月定例県議会での指定の議決を経た上で、指定管理者に指定する予定です。

1 選定団体

えひめ文化振興コンソーシアム
(所在地：松山市道後町二丁目 5 番 1 号)

2 募集の概要

- (1) 募集要項の配布 令和 5 年 8 月 1 日 (火) 配布開始
- (2) 申請書の受付 令和 5 年 9 月 22 日 (金) ～ 9 月 29 日 (金)
- (3) 応募の状況 (申請者名、申請順)
 - ・えひめ文化振興コンソーシアム
(構成団体) 公益財団法人 愛媛県文化振興財団、株式会社エス・ピー・シー
 - ・株式会社レスパスコーポレーション

3 審査の状況

(1) 審査会の設置

候補者の選定に当たっては、外部有識者等の委員で構成する「愛媛県県民文化会館指定管理者候補選定審査会」を設置して審査 (申請者の順位付け) を行い、その結果を知事へ報告した。

<審査会委員>

氏名	役職	備考
妹尾 克敏	松山大学法学部教授 (地方自治)	会長
牛山 眞貴子	愛媛大学社会共創学部教授 (保健体育)	副会長
花岡 直樹	愛媛交響楽団理事長	
丹下 真由美	税理士	
森 洋一	(株)いよぎん地域経済研究センター 取締役統括部長	
森居 基修	愛媛県観光スポーツ文化部文化局長	

(2) 審査会開催状況

- 開催日時 令和 5 年 10 月 24 日 (火) 13 : 30～16 : 10
出席委員数 6 名
内容
 - ・会長、副会長選出
 - ・審査方法等の確認
 - ・第 1 次審査 (書類審査)
 - ・第 2 次審査 (面接審査)
 - ・審査結果まとめ

(3) 選定基準等

(ア) 選定基準

- ・ 施設の管理を適正かつ確実にを行うことができると認められるものであること。
- ・ 施設の設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるものであること。

(イ) 審査内容

審査ポイント	配点	審査の視点	配点内訳
1 適正かつ確実な管理運営を実施できる計画となっているか。	40	・施設の利用にあたり、一部の住民、団体に対して不当に利用を制限又は優遇するものとなっていないこと。【必須】	必須
		・施設の目的に則した理念、方針を有し、設置目的を達成するための管理運営ができる事業計画となっていること。	10
		・施設の維持管理及び文化事業を行うための組織の規模・財政基盤を有していること。	5
		・施設の維持管理及び文化事業を行うための実績等を有していること。	5
		・施設の運営管理を適切に行うことができる組織体制、人員配置、職員研修計画となっていること。	5
		・施設等の適正な維持管理（保守管理、点検、環境衛生管理、備品管理、植栽管理、清掃、保安警備等）が計画されていること。	5
		・個人情報保護のための適切な措置がとられていること。	5
		・緊急時の体制・対策（利用者の事故時・災害時）、事業評価、苦情対応について、適切な対応が図られていること。	5
2 利用者へのサービスの向上が図られる計画となっているか。	35	・事業計画の内容が創意工夫に富み、かつ、具体的、現実的であること。	5
		・宣伝広報・誘致活動等利用促進に向けた積極的な取組みが計画されていること。	5
		・利用者に対し利便性の高い施設となる計画であること。また、利用者の要望等に柔軟に対応できること。	5
		・文化事業の企画・実施において、積極的な取組みが計画されていること。	5
		・文化事業の企画・実施において、実現可能かつ効果的な内容であること。	5
		・文化事業の企画・実施において、地域住民・各種文化団体等との連携が図られ、地域の活性化につながる内容が十分に計画されていること。	5
		・文化事業の企画・実施において、一流芸術の鑑賞機会の提供に努めていること。	5
3 収入確保及び経費縮減に対する積極的な取組みが計画されているか。	25	・県の支払う委託料の縮減が図られるものであること。 当該申請者の収支計画書の県委託料必要額①と全申請者の県委託料必要額のうち最低額②により評価する。 計算式 【 点数 15×②/① 】 (※小数点第2位以下、切捨) ただし、実現の可能性のあるものに限る。	15
		・収入の確保及び支出経費の縮減が図られ、かつ安定性のある計画であること。また、精算方式とする場合に委託料の補てんを要しない（縮減する）ような取組みとなっていること。	5
		・収支計画において、事業計画書、業務仕様書に記載された業務を実施するために必要な経費（指定管理業務に係る本社管理経費など間接的に必要とする経費も含む。）が明記され、適切に計上されていること。	5
合計	100		

(4) 審査会での審査結果及び指定管理者候補者の決定について

〔審査会の選定結果〕

審査会では、次のような理由から、えひめ文化振興コンソーシアムを第1位（82.7点／100点満点）とした。

- ・施設の設置目的に合致した事業計画、堅実な収支計画であり、安定した業務実施が期待できる。
- ・施設の管理運営に関して十分な実績があり、組織体制等において問題がない。

〔指定管理者候補者の決定〕

愛媛県では、審査会での選定結果報告を受けて、総合的に検討し判断した結果、えひめ文化振興コンソーシアムを愛媛県県民文化会館の指定管理者候補者に決定した。